

被疑者国選弁護制度の拡充

考えられる制度の概要

被疑者国選弁護制度の対象を、現行の「死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件について被疑者に対して勾留状が発せられている」事件（刑訴法第37条の2第1項）から、「被疑者に対して勾留状が発せられている全ての事件」に拡大する。

【検討課題】

1 弁護士の対応態勢

- 対象事件を拡大する場合、必要な国選弁護人の数はどの程度増加するか。
- いわゆる司法過疎地域を含め、対象事件の拡大に遺漏なく対応できるか。

2 公費負担の合理性

- 対象事件の拡大による追加的な公費負担はどの程度と見込まれ、また、その必要性や合理性につき国民の理解が得られるものであるか。
- 公費負担の総額の増加を抑制するため、どのような方策が考えられるか。